

別紙 5

市教育委員会と指定管理者との役割分担

項 目		市教	指定管理者
施設（設備、備品を含む。）の保守点検			○
施設の維持管理（植栽管理、清掃等を含む。）			○
安全衛生管理			○
業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応			○
事故、火災等による施設（設備、備品を含む。）の損傷の回復		○	○ (指定管理者の責めに帰すべき事由の場合)
施設利用者の被災に対する責任		○	(○) ※
火災保険加入		○	
施設管理者賠償責任保険加入			○ (加入を証する書類の写しを甲に提出すること)
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により、周辺住民等に損害を与えた場合（不適切な運営管理による騒音、振動、臭気等の苦情等）		○
	上記以外の場合	○	
包括的な責任管理		○	

※指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次的責任を有し、施設または施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに市教育委員会に報告すること